

鉄道利用運送事業運賃

平成 26 年 4 月 1 日
日本通運(株)静岡支店

1 車扱貨物運賃料金

I 適用範囲

この運賃料金は、車扱貨物を鉄道を利用して運送する業務及びこれに付帯する業務を行う場合に適用します。

- (1) 第一種利用運送事業における発送料は、発駅において取扱い、貨車への貨物の積込みの各業務を、到着料は、着駅において取扱い、貨車からの貨物の取卸しの各業務を一貫して行う場合に適用します。
- (2) 第二種利用運送事業における発送料は、発駅において取扱い、貨車への貨物の積込み、集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱い、貨車からの貨物の取卸し、配達 of 各業務を一貫して行う場合に適用します。
- (3) 鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に対して適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金運賃

- (1) 駅託貨物または駅留貨物 — 第一種利用運送事業 (単位 円)

種別	号級別	A号級	B号級
発送料または到着料	1トンまでごとに	490	440
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定める車扱運賃料金による。		

- (2) 集貨付き貨物または駅留貨物 — 第二種利用運送事業 (単位 円)

種別	号級別	A号級	B号級
発送料または 到着料	集貨または配達距離が 10 キロメートルまでのもの	1,600	1,530
	集貨または配達距離が 10 キロメートルを超え、50 キロメートルまでのものは、10 キロメートルまでを増すごとに	380	380
	集貨または配達距離が 50 キロメートルを超えるものは、10 キロメートルまでを増すごとに	310	310
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定める車扱運賃料金による。		

2 割増料表

(1) 品目割増

貨物が割増品目に該当する場合は、発送料及び到着料に対して品目割増を適用します。この場合、貨物の品目は原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。

ただし、荷主がパレットを使用してユニット化した貨物で、荷役機械により積卸した場合は、特大品に該当する貨物であっても特大品割増を適用しません。また、上記以外の特大品貨物であっても、常備する荷役機械により荷主庭先の積卸作業が能率的に行えるものについては、所定の割増率を低減します。

(2) 分割貨物割増

荷主の要求により一口の貨物を4箇所以上分割して集貨もしくは配達し、または4回以上にわたって引渡しを受けもしくは引渡した場合に、発送料及び到達量に対して適用します。

(3) 時間外作業割増

荷主の要求により作業が表定の時間外に該当する場合は、発送料及び到着料に対して時間外割増を適用します。

ただし、作業が割増率を異にする時間にまたがって行う場合は、その時間の割合によって計算します。なお、作業の一部が時間外にまたがって行う場合も同様とします。

(4) 冬期作業割増

別表(冬期作業割増)に定められた適用駅と適用期間内に作業を行う場合は、発送料および到着料に対してそれぞれ所定の割増率を適用します。

(5) 大都市集配作業割増

表定の都市に所在する駅を発または着とする場合の集配を行うときは、第二種利用運送業における発送料または到着料に対して、それぞれ所定の割増額を加算します。

種別	内容	割増率	
品目割増	特大品	1個の長さ4.5メートルまたは実重量200キログラム以上のもの	3割
		1個の長さ8メートル、実重量1トンまたは容積5立方メートル以上のもの	臨時の約束による
	易損品	注1に掲げる貨物で、荷造りの状態または取扱上の注意を要するもの	2割
	危険品	火薬類、放射性物質(核原料物質を除く)	10割
		その他(上記以外で日本貨物鉄道の貨物品目分類表所定のもの)	3割
	貴重品	日本貨物鉄道の貨物品目表所定のもの	5割
	急送品	注2に掲げる貨物で急送手配をするもの	2割
	ばら物	作業困難なもの	5割
	動物	生きているもの(介添人を付したものを除く)	2割
	木材	作業困難なもの	臨時の約束による
汚損品等	注3に掲げる貨物で作業場著しく身体衣類を汚損するもの及び衛生上有害なものまたは身体に危害を及ぼすおそれのあるもの	5割	
数物	運賃計算トン数1トン当たり個数70個以上のもの	1割	
	運賃計算トン数1トン当たり個数100個以上のもの	2割	
分割貨物	荷主の要求により分割した貨物	3割	
時間外作業	17時から21時まで、5時から8時まで	3割	
冬期作業	別表(冬期作業割増)による	5割	
大都市集配作業	東京都区内、大阪市内に所在する駅	加算額1トンまでごとに110円	
	政令指定都市(大阪市を除く)に所在する駅	加算額1トンまでごとに90円	

注1(易損品貨物)

- a 加工炭(紙包みのもの)、黒鉛製品、コルク製品
- b 油脂ろう香油類で中古かん入りのもの
- c 陶磁器類、かわら、れんが、ガラス類(荷造り用を含む)、セメント及びコンクリート製品、碍子、碍管
- d 機械、農機具、計量器、ポンプ類、車輛類(鉄道車両を除く)
- e 粉粒体で紙袋入りまたはビニール袋入りのもの
- f 照明具類、楽器類(部分品を含む)とその付属品、引越貨物、演芸見世物用具
- g ふすま(襖)、戸、障子、ふすまの縁と骨
- h 工業薬品類、工業製剤、医薬品類、化粧品、清涼飲料水類、酒、ソース、酢、しょう油、漬物類及び食料品で、びん、陶器または樽入りのもの

注2(急送品貨物)

- a 生野菜、果物、乳、肉類、鳥卵、魚介類、澱粉(以上の冷凍のものを含む)
- b 氷、ドライアイス
- c バター、チーズ、マーガリン、生酵母、焼竹輪、はんぺん、かまぼこ
- d 苗木、球根類、こんにゃく玉

注3(汚損品等貨物)

- a 黒鉛、ダライ粉、かす類(水分を含んだものに限る)
- b 鮮魚、塩魚、塩類(焼塩及び食卓塩を除く)であって、ばらもの、同包装入りのもの
- c 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル
- d まくら木及び電柱で薬品を注入したもの、パルプ(乾燥不十分なものに限る)
- e 汚損品類(日本貨物鉄道の貨物品目分類表所定のもの)

3 割引料表

(1)一貫パレチゼーション貨物割引

第一種利用運賃事業については、荷役機械により貨車積卸を、第二種利用運送事業においては、荷役機械による貨車積卸及び荷主の保有する荷役機械を利用して、荷主庭先における貨物の積卸を行う場合に限り発送料または到着料に対して適用します。

(2)定型大量輸送貨物割引

常時大量に輸送され、能率的作業が可能な貨物で、特約した場合に限り、発送料または到着料に対して適用します。

種別	内容	割引き
一貫パレチゼーション貨物	駅託貨物または駅留貨物	割引額1トンまでごとに100円
	集貨付き貨物または配送付き貨物	割引額1トンまでごとに200円
定型大量輸送貨物	駅託貨物または駅留貨物	割引額1トンまでごとに100円
	集貨付き貨物または配送付き貨物	割引額1トンまでごとに150円

4 付帯料金

- (1)付帯料金は、付帯料金率表により発送・到着ごとに計算します。ただし移送料及び保管料については、所定料率を10%以内増減したものにより計算することができます。
- (2)付帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げます。
- (3)荷造り、仕分け、入出庫、その他の業務に対しては実費によります。この場合における実費は、類似業務につき別に定めがあるときはこれを準用することがあります。

種 別			料金率
貨物引換証料	発送、到着ごとに	1 通につき	520
品代金取立料	発送、到着ごとに一口につき	10,000 円まで	610
		10,000 円を超えるものは 10,000 円までを増すごとに	350
着払手数料	発送、到着ごとに一口につき	30,000 円まで	690
		30,000 円を超えるものは 5,000 円までを増すごとに	100
車両留置料※1	最大積載量 3.5 トンまでの車両 1 両につき	30 分までごとに	810
	最大積載量 3.5 トンを超える車両 1 両につき	30 分までごとに	1,170
移送料※2	30 メートルを超えるものつき、30 メートルまでを増すごとに	運賃計算トン数 1 トンまで ごとに	210
保管料※3	運賃計算トン数 1 トン 1 日までごとに		170
指図手数料※4	1 件につき		610
証明書発行手数料	1 通につき		520

※1 自動車が集配先に到着後、荷主の責により、30 分を経過しても貨物の積卸に着手できない場合、その後の待ち時間について適用します。

※2 集貨、配達、貨車積卸し、または入出庫に関連して移送作業を行う場合に適用します。なお、移送距離は車側または倉庫の戸口をもって起点または終点とします。

※3 貨物の託送前または託送後に保管の依頼を受けた場合に適用します。計算日数は次のとおりです。

発送貨物 — 保管当日から発送の前日まで

到着貨物 — 荷受人(貨物引換証を発行したときは証券面の荷受人)に到着通知を出した日(到着通知不要の特約があるときは引き渡し準備が終わった日)、または通知にかわる掲示を出した日の翌々日から引き渡し当日までの日数

※4 鉄道へ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼を受けた場合に適用します。

5 運賃料金の計算方

一口の範囲	荷送人、荷受人、発駅、着駅、託送の時、運賃料金支払方法、その他利用する鉄道の車扱貨物運送に関する諸規定により運送条件を同じくするもの
貨物の重量	利用する鉄道の車扱貨物運送に関する諸規定による
適用号級	別表(適用号級)
集配距離	距離駅構内の積卸し場所と荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。
政令指定都市	都市地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定された都市
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定める車扱貨物運賃料金

(1) 運賃料金は、一口ごとに計算します。

(2) 第一種利用運送事業の運賃料金及び第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料及び到着料と鉄道運賃料金を合算したものによります。

ただし、第一種利用運送事業においては、貨車への貨物の積込みもしくは貨車からの貨物の取卸しの業務を、第二種利用運送事業においては、貨車への貨物の積込みもしくは貨車からの貨物の取卸し、または集貨もしくは配達の各業務のいずれかを行わない場合には、発送料または到着料を低減します。

(3) 発送料及び到着料の計算方

- ア 基準料率表の発送料または到着料については、10%以内増減したものにより計算することができます。
- イ 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額(端数処理を行わない金額)に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額(金額で定めたものは、これによって計算した金額)を加減して計算します。
なお、この所定の率は、低減することができます。
- ウ 2種以上の割増率が重複する場合は、各割増率を合算します。
ただし、品目割増の特大品以外の割増が重複する場合は合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。
- エ 割増率の異なる貨物を積載している場合(割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む)は、そのうちの最も高い割増率によります。
- オ 2種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。
- カ 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率とを交互に加減した後、イにより計算を行います。
- キ 前各号により計算した金額の100円未満の端数は、100円に切上げます。
- ク 一口の貨物を荷主の要求により分割して受取り、または引渡した場合は、各分割部分ごとに一口とみなして計算します。
ただし、この場合、分割した各口については最低トン数の制度を適用しません。
- ケ 運賃料金は、個建等によって計算することができます。この場合、前各号により計算した金額を超えないものとします。
- (4) 鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定める車扱貨物運賃料金によります。

6 実費負担

貨物を取扱うため特別の施設を必要とする場合、または特別の負担、もしくは、特別の作業(異種の運搬具を併用する場合を含む)を求められた場合は、実費によります。

7 消費税及び地方消費税の料金への加算

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により算出された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 その他

この運賃及び料金に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取決め、または慣習によります。

〔別表〕

(1) A号級適用駅	
静岡県	静岡貨物、沼津、西浜松
(2) B号級適用駅	
A号級適用駅以外の駅	

2 コンテナ貨物運賃料金

I 適用範囲

この運賃料金は、コンテナ貨物を鉄道を利用して運送する業務及びこれに付帯する業務を行う場合に適用します。

- (1) 第一種利用運送事業の発送料または到着料は、鉄道への託送または鉄道から受取る場合に適用します。
- (2) 第二種利用運送事業の発送料は、発駅において取扱い・集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱い・配達の各業務を一貫して行う場合に適用します。
- (3) 鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に対して適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金運賃

- (1) 駅託貨物または駅留貨物 — 第一種利用運送事業 (単位 円)

種別		5トコンテナ貨物	10トコンテナ貨物
発送料または到着料	1個につき	600	1,190
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定める車取扱運賃料金による。		

- (2) 集貨付き貨物または配達付き貨物 — 第二種利用運送事業 (1個につき 単位 円)

種別		5トコンテナ貨物	10トコンテナ貨物	
発送料 または 到着料	集貨または配達距離が10キロメートルまでのもの	東京都区内及び大阪市内に所在する駅	11,060	21,030
		政令指定都市(大阪市を除く)に所在する駅	9,970	19,170
		その他に所在する駅	9,430	17,970
	集貨または配達距離が10キロメートルを超え、50キロメートルまでのものは、10キロメートルまでを増すごとに		2,510	4,800
	集貨または配達距離が50キロメートルを超え、100キロメートルまでのものは、10キロメートルまでを増すごとに		2,070	3,820
	集貨または配達距離が100キロメートルを超えるものは、10キロメートルまでを増すごとに		1,530	2,830
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定める車取扱運賃料金による。			

2 割増料表

(1) 品目割増

貨物が割増品目に該当する場合は、発送料及び到着料に対して品目割増を適用します。この場合、貨物の品目は原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。

(2) 冬期作業割増

別表(冬期作業割増)に定められた適用駅において、集貨または配達の業務を行うもので、12月1日から翌年3月31日までに受託する貨物に対し、それぞれ所定の割増額を加算します。

発送料 または 到着料	種 別		内 容		割増率
		品 目 割 増	危険品	火薬類	
その他(上記以外で日本貨物鉄道株の貨物品目分類表所定のもの(放射性物質を除く))				3割	
貴重品			日本貨物鉄道の貨物品目分類表所定のもの5割		5割
ばら物			作業困難なもの		3割
汚損品等			注1に掲げる貨物で作業上著しく身体衣類を汚損するもの及び身体に危害を及ぼすおそれのあるもの		3割
数物			5トンコンテナ貨物1個当たりの積載個数が350個以上のもの		1割
		10トンコンテナ貨物1個当たりの積載個数が700個以上のもの		1割	
冬期作業		A地区(別表の適用駅)	加算額	5トンコンテナ貨物	1,200円
				10トンコンテナ貨物	2,180円
		B地区(別表の適用駅)	加算額	5トンコンテナ貨物	2,180円
	10トンコンテナ貨物			4,140円	

注1(汚損品等貨物)

- a 黒鉛、ダライ粉、かす類(水分を含んだものに限る)
- b 鮮魚、塩魚、塩類(焼塩及び食卓塩を除く)であって、ばらもの、同包装入りのもの
- c 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル
- d まくら木及び電柱で薬品を注入したもの、パルプ(乾燥不十分なものに限る)
- e 汚損品類(日本貨物鉄道の貨物品目分類表所定のもの)

3 割引料表

(1) 一貫パレチゼーション貨物割引

一貫パレチゼーション貨物の割引は、荷主庭先において、荷主の保有する荷役機械によりパレットに積載された貨物のコンテナへの取入れまたはコンテナからの取出し作業を行う場合に限り、発送料または到着料に対して適用します。

(2) コンテナ通運デポ扱貨物割引

日本貨物鉄道株式会社の貨物運送約款に掲げるコンテナ通運デポ扱のものについては、発送料または到着料に対して適用します。

種 別	割引率
一貫パレチゼーション貨物	1割
コンテナ通運デポ扱貨物	1割

4 付帯料金

- (1) 付帯料金は、付帯料金率表により発送・到着ごとに計算します。ただし移送料及び保管料については、所定料率を10%以内増減したものにより計算することができます。
- (2) 付帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げます。
- (3) 荷造り、仕分け、入出庫、その他の業務に対しては実費によります。この場合における実費は、類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

種 別		料金率
貨物引換証料	発送、到着ごとに	1通につき 520
品代金取立料	発送、到着ごとに一個につき	10,000円まで 610
		10,000円を超えるものは10,000円までを増すごとに 350
着払手数料	発送、到着ごとに一個につき	30,000円まで 690
		30,000円を超えるものは5,000円までを増すごとに 100
移送料※1	30メートルを超えるものつき、30メートルまでを増すごとに	5トコンテナ貨物1個につき 1,000
		10トコンテナ貨物1個につき 1,980
保管料※2	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物料金表のコンテナ保管料による	
指図手数料※3	1件につき	610
証明書発行手数料	1通につき	520

※1 集貨、配達、または入出庫に関連して移送作業を行う場合に適用します。なお、移送距離は車側または倉庫の戸口をもって起点または終点とします。

※2 コンテナ貨物の託送前または到着後に保管を依頼された場合に適用します。計算日数は次のとおりです。

発送貨物 — 貨物を受取った日から発送した日の前々日までの日数

到着貨物 — 貨物が到着した日の翌々日から荷受人に貨物を引渡した日までの日数

※3 コンテナ貨物を託送した後、荷受人変更後の指図の依頼を受けた場合に適用します。

5 運賃料金の計算方

集配距離	取扱駅を起点または終点として荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程による
取扱駅適用の特例	川崎貨物、梶ヶ谷貨物ターミナル、新座貨物ターミナル及び越谷貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨及び配達先が、東京都区内となるものについては、東京都区内に所在する駅に適用される料率によります。また、大阪貨物ターミナル駅に発着するコンテナ貨物で、集貨及び配達先が大阪市内となるもの、並びに大阪市内を通過するものについては、大阪市内に所在する駅に適用される料率によります。
政令指定都市	都市地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定された都市
鉄道運賃料金	鉄道運賃料金利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金

- (1) 運賃料金は、コンテナ貨物1個ごとに計算します。
- (2) 第一種利用運送事業の運賃料金及び第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料及び到着料と鉄道運賃料金を合算したものによります。
- ただし、第二種利用運送事業において、集貨または配達の業務のいずれかを行わない場合は、発送料または到着料を低減します。

(3) 発送料及び到着料の計算方

- ア 基準料率表の発送料または到着料については、10%以内増減したものにより計算することができます。
- イ 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額(端数処理を行わない金額)に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額を加減して計算します。なお、この所定の率は、低減することができます。
- ウ 冬期作業割増を除く割増率で、2種以上の割増率が重複する場合は、相互に合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。ただし、品目割増の特大型以外の割増が重複する場合は、合算することなく、そのうちの最も高い割引率によります。
- エ 割増率の異なる貨物を積載している場合(割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む)は、そのうちの最も高い割増率によります。
- オ 2種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。
- カ 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率を相互に加減した後、イによる計算を行います。
- キ 前各号により計算した金額の100円未満の端数は、100円に切上げます。

(4) 鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

6 消費税及び地方消費税の料金への加算

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により算出された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7 その他

この運賃及び料金に関し、この適用方に定めのない事項については法令に反しない範囲内で当事者の取決め、または慣習によります。